(概要)

第1条 地域の団体のボランティアによる身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化活動を行うアダプトプログラム推進事業を支援するために、活動団体に報奨金を交付する。

(交付対象)

第2条 交付の対象となる団体は実施要綱第6条第1項に定める合意書を締結したアダプトプログラム推 進事業登録団体とする。

(活動内容)

- 第3条 報奨金の交付を受ける団体は、対象となる活動区域について、次の美化活動を行うものとする。
 - (1)活動区域内の空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集及び除草を年に6回以上行うこと。
 - (2)活動区域内の花の植栽及び花壇の手入れに関すること。
 - (3) 活動区域内の公共施設の損傷、不法投棄等の情報の提供に関すること。
 - (4) その他事業の目的の達成のために必要と認める美化活動に関すること。

(交付金額)

第4条 報奨金の交付金額は、1団体につき10,000円とする。

(交付申請)

第5条 活動団体の代表者は、交付金の交付を受けようとするときは、奈良市アダプトプログラム推進事業 報奨金交付申請書を提出しなければならない。

(交付通知)

第6条 市長は、報奨金の交付が決定した団体に、奈良市アダプトプログラム推進事業報奨金交付決定通知 書により通知するものとする。

(交付時期)

第7条 報奨金は6月末日に交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

- 第8条 報奨金の交付を受けた団体は、次のいずれかに該当するときは、報奨金の交付を取り消し、若しくはその額を変更し、または交付した報奨金の一部若しくは全部を返還しなければならない。
 - (1) 奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱第9条に定める合意書の解除を行ったとき。
 - (2) 1年を通じて活動が停止していると認められるとき。
 - (3)活動場所の廃止その他の理由により、対象活動区域でなくなったとき。
 - (4) 登録団体が解散又はその活動を中止したとき。